



No.282  
2018年 1月 16日

# 江東区労連東

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax.03-3649-0131

## ひとりぼっちの労働者をなくそう！ 250人で年越し・地域労組こうとう



恒例のワンコイン交流会。12/21は忘年会で鍋を囲んで (17/12/21)

地域労組こうとうは12月21日、第2回執行委員会&第3回組合員交流会を開催し27名が参加しました。今年は組合員254名で年越しをすることができました。

昨年2017年度には16件の労働相談を解決することができました。いくつかを紹介します。

★**大手石鹸メーカーの工場の清掃委託会社の契約社員のSさん**は面談で「有期契約は3年が限度」と言われ「不更新」条項の契約書にサイン。それがウソとわかり、地域労組こうとうに加入して団交してきました。3回の団交を経ながらも会社は今度はSさんが同僚にパワハラをしている等々と理由を変えて雇止め=解雇を強行しました。Sさんは東京地裁に労働審判を申立、3回の期日で『合意退職・解決金120万円』で調停が成立しました。

★**外資系の会社で入社したKさん**は試用期間が終わるときに「成果をあげていない」と解雇通告されました。すぐに団交を申し入れ、一回の交渉で和解が成立、合意退職と解決金を支払う事で合意。スピード解決でした。

★**夫婦で社員寮の管理と賄いを住み込みでしていたMさん夫妻**。清掃委託社員からのクレームを口実に異動と労働条件の低下を指示されたが、納得いかないと相談に。組合で3回の交渉を経て、合意退職と解決金の支払いで合意しました。

★**マンションの管理人のAさん**。マイナンバーの提出を断ったため雇止め通告。組合で交渉し、不利益な扱いの禁止等について説得した結果、会社は雇止めを撤回し今でも元気に働いています。

現在、進行中の労働相談も10件以上と昨年よりも多い労働相談が寄せられています。その中には7年も前に別なトラブルを解決し、組合員として再就職先で労働契約法第18条問題を口実に雇止め通告を受け団交をしてがんばっている女性もいます。今年は労契法18条や派遣法改悪でのエポック的な年です。解雇や雇止めが増えることが予想され、地域労組こうとうの出番です。

戦争法廃止、野党と市民の共同で、  
憲法を守りぬく政治を実現しよう

江東区労連 議長 名越 秀和

江東区労連のすべての加盟組合と組合員のみなさん、2018年あけましておめでとうございませう。

安倍首相による突然の解散・総選挙が10月に行われ、自公与党が国会の3分の2議席を得ました。森友・加計問題の疑惑、憲法「改正」問題や「安倍働き方改革」など、労働者・国民の将来についての大きな争点を隠し、一部野党による野党と市民の共同を破壊する動きと小選挙区制に助けられた「圧勝」でした。それに対して立憲野党は壊された共同を建て直し、多くの選挙区で共同を広げて前進しました。

戦争法の強行と廃止を求める運動の中で生まれた「市民と野党」の共同は後戻りはできません。憲法9条の条文に3項を加え、自衛隊の存在を明記するという国民だましの改憲に、多くの国民はNOをつきつけています。沖縄では相次ぐ米軍ヘリの事故で、普天間も辺野古にも基地は要らないという沖縄県民の声に共感が広がっています。労働契約法20条裁判やロックアウト解雇を許さない闘いが勝利しています。安倍働き方「改革」がまさに、労働者を「労働者」でなくしてしまうものだという本質も明らかになりました。

2018年国民春闘では、仲間を増やし、賃金の大幅引き上げはもちろろん、最賃の引き上げや安倍働き方「改革」ノー・「働くルールの確立」の共同を広げていきましょう。日本国憲法9条を未来を担う子どもたちに残すために、3000万署名などを区内で広げていきましょう。

### 江東区労連からのお知らせ

#### ■江東区労連2018年新春旗開き

- 日時…1月22日(月) 18:00 受付 18:30 開会～
- 会場…東京土建江東支部会館4F大会議室
- 参加費…3,000円  
(争議団半額・被解雇者は無料)

#### ■2018江東国民春闘共闘委員会発足学習会

- 日時…2月16日(金) 18:00 受付 18:30 開会
- 会場…カメラプラザ5F  
亀戸文化センター第1・2研修室

#### ● 記念講演

『今、労働組合に何を望むか  
安倍政治と対決して春闘勝利を』  
宇都宮健児さん(弁護士・元日弁連会長)

#### ■2・23怒りの江東地域総行動

- 早朝駅頭宣伝行動(亀戸・東大島・西大島・東陽町・木場・辰巳・新木場等で実施)
- 行政機関への要請行動
- 2・23怒りの江東区民集会  
2月23日(金) 18:45- 都立猿江公園

# HP・台東第一興商 二つの争議の勝利にむけて 争議中間報告会開催へ

提訴から1年10ヶ月を迎えたヒューレット・パカード争議

日本ヒューレット・パカード(株) (以下、HP) は青木正憲さんを2015年4月30日に解雇されました。青木さんは02年4月にHPに無期雇用され、HPが開発・製造・販売する業務用プリンターのクレーム対応業務に従事してきました。HPは青木さんを04年10月から派遣会社マンパワーの『派遣』される形で、全く同じ仕事に従事、さらに09年7月～13年4月までの間は同じ業務をKSKという会社に委託して、マンパワーはHP内のKSK事業部なる部署に青木さんを『派遣』する形にしました。しかしKSK事業部はHP内に実態はなく、『偽装請負』でした。13年5月～解雇される15年4月までは再び、マンパワーが青木さんをHPに『派遣』される形で従事してきました。

本来は派遣労働は、派遣元に登録した労働者が、派遣元から派遣先を指定されて派遣するものです。しかし実態はマンパワーがHPの依頼を受けて青木さんを中間搾取して不法な利益を得る為にマンパワーの「派遣社員」に「仮装」してHPに労働者派遣する形を「仮装」したのです。したがってこの「仮装」の「派遣労働契約」は無効であり、HPが青木さんを雇用し、解雇したものです。私たちは青木さんをHPに戻すまで闘いを広げていきます。ぜひご支援よろしくお願ひします。

地域労組こうとう・江東区労連の大きな二つの争議に支援を  
＝ヒューレット・パカード争議と台東第一興商の争議＝  
「地域労組こうとうの二つの争議報告集会へ」

- 日時・・・2月 1日(木) 19:00～
- 会場・・・江東区亀戸文化センター(亀戸駅前) 6F・第3研修室
- 内容・・・両弁護団からの報告  
各組合からの激励  
本人の決意表明など

## 働くルールミニ学習

### ★労働者への損害賠償は？

事故で壊れた会社の車の修理代を給与から天引きされた…

このような相談事例が時々あります。労働者の損害賠償責任はどこまで認められるのか？全く認められないわけではなく重大な過失や故意により会社に損害を与えた場合には賠償義務が生ずることもあります。

しかし会社は労働者の働きによって利益を上げているのであり、危機管理義務もあることなどから業務上のリスクを総て労働者に負わせるのは不公平です。裁判例でも損害の全額を労働者に負担させるのは適当でない判断されています。

また、労働者に損害賠償義務が仮にある場合でも、会社が一方的に賃金から賠償額を天引きすることは労働基準法第24条(全額払いの原則)に違反します。違反すると罰せられることがあります(罰金30万円以下)。



台東第一興商前での行動(17/12/7)

昨年12月7日、12・7全  
労連・東京地評争議支援総行

# ヒューレット・パカード、台東第一興商 1日も早い争議解決を！ 全労連・東京地評争議総行動

台東第一興商は上野駅前カラオケ・ビッグエコーがある建物。カラオケなのにお客の立ち入りまで禁止する物々しい雰囲気でした。こちらも弁護団の酒井弁護士から経過報告。一日も早い和解を会社に強く要請しました。

## トピックス

■東部共同行動実行委員会  
総会・雷大行進実行委員会  
12月20日、足立教育会館  
で東部共同行動実行委員会  
2017年総会と雷大行進  
実行委員会が開催されまし  
た。新たに事務局長に松井優  
希さん(江東区労連)が選出  
されました。2018年も小  
零細業者実態調査や自治体  
要請、雷大行進などを行うこ  
とにしています。

■第150回憲法9条守る  
う9の日宣伝行動  
12月19日、区内7駅と一  
ヶ所で宣伝行動がとりくま  
れ、11団体48名が参加しチ  
ラシ1630部を配布しまし  
た。この間、第1回から1  
50回の行動にのべ641  
8人が参加、チラシは238  
827部に及びます。



■第151回憲法9条守る  
う9の日宣伝行動  
1月9日、区内7駅で宣伝  
行動がとりくまれ、12団体  
44名が参加し、チラシ14  
40部を配布しました。今回  
の行動は東京春闘共闘の新  
春一斉宣伝と合同で行われ  
ました。

昨年未以降も多くの労働  
相談が寄せられています。

## パートの有給休暇の賃金が 下げられた(パート・女性・行 政機関からの紹介)

食品販売店のパート。昨年  
8月に有給休暇を申請した  
ところ、勤務時間(6時間)  
分の賃金が支給されたが、9  
月に再び有給を取ったとこ  
ろ、今度は平均賃金で支給さ

# 労働相談の 窓口から

れて、実質下がってしまった  
というもの。  
みなさんご存知ですか？  
有休を取っても月給の人は  
賃金は変わりません。時給で  
働く人はどうか？通常は6  
時間勤務の人は6時間分の  
有給休暇分の賃金が支給さ  
れますが、実はA平均賃金  
過去3ヶ月の賃金合計÷  
過去3ヶ月の暦日数)か、B  
過去3ヶ月の賃金合計÷過  
去3ヶ月の労働日数×0.6  
のどちらか高い方でも良い  
とされています。平均賃金は  
暦の日数で割るのですから  
働いていない日も含むので  
当然下がります。

なぜこんな計算の仕方が  
出るのか？パートでも一日  
の労働時間がまちまちの人  
や残業、歩合の賃金が多い人  
などがこの方法を取った方  
が多く支給される場合もあ  
ります。ところが1日の労働  
時間が一定の人は通常賃金  
で支払うのが普通です。この  
会社は就業規則がないため、  
8月には通常賃金で支払っ  
ているので、9月に平均賃金  
にしたのは「不利益変更」で  
違法として通常賃金での支  
払いを求めることにしまし  
た。(継続中)

## シフトを減らされた(パ ート男性・HPを見て)

同僚のトラブルを見てい  
た客からのクレームの責任  
を取れとシフトを減らされ  
たと相談。団交を申し入れ  
ると、団交前にシフト減は撤回  
しました。団交で懲戒一な  
のか、労働契約の変更なの  
か」と会社に問うと「違う」  
と回答。シフトで減らされた  
部分は平均賃金による計算  
で支給されました。(解決)